

あきた起業家交流フェスタ2017  
「起業家交流展」出展者募集要項

1 目的

「起業家交流展」（以下「交流展」）は、秋田県内に拠点を構え事業を行っている創業・起業家同士による相互交流を図ることで、新たな人脈づくりや事業の持続的発展、新しいビジネスの創出に繋げることを目的としています。

2 開催日時

平成29年10月12日（木）午前11時～午後5時

平成29年10月13日（金）午前10時～午後4時

3 開催場所

秋田拠点センター・アルヴェ 1階 きらめき広場

秋田市東通仲町4番1号

4 参加資格

秋田県内において事業を営んでいる創業・起業10年未満の方（第二創業を含む）

5 募集小間数

80小間程度（予定）

6 開催内容

- ・ブースによる出展
- ・出展者紹介
- ・出展者事業PR（希望者のみ）
- ・出展者間の交流・情報交換、商談等

交流展で物販（会場内での売買）はできません。試飲・試食提供を希望する場合は、出展申込書の「試飲・試食」欄の有に○を付け、試飲・試食内容の詳細を必ず記載してください。

7 出展料

2日間1小間 5,000円（税込）

※1企業2小間まで申し込みが可能。（2日間2小間10,000円（税込））

原則2日間通しての出展をお願いいたします。1日のみの出展となる場合でも出展料は変わりません。

## 8 申込期限

平成29年9月20日（水）

## 9 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、FAX又はEメールにてお申し込みください。試飲・試食の提供を希望される場合は「12 試飲・試食について」をよくお読みになり、ご承諾いただいた上でお申し込みください（内容によって、ご希望に添えない場合があります。）。

出展申込書の記載内容について主催者が承認し、出展が決定した後に振込口座をご連絡いたします。振込手数料は出展者の負担となります。

なお、指定日までに入金が確認されない場合、出展をお断りする場合がありますのでご注意ください。

## 10 出展ブース

商品、カタログ等の展示のみ。仕切りパネル、バックパネルはありません。

- ・ 1小間あたりテーブル（1,800mm×600mm）1台、椅子2脚、白布、事業者名プレートを準備します。
- ・ 電源使用は、出展申込時に希望した事業者のみ使用可能とし、申込書に記載した電源容量を超えない範囲とします。ただし、総電力の制限により希望に添えない場合もありますのでご了承ください。なお、ホットプレート等消費電力が大きい機器の使用を希望される方は事前にご相談ください。
- ・ 火気の持ち込みはできません。
- ・ ブース内での給排水はできません。

## 11 出展の取り消し

すでに申し込まれた出展の取り消しは原則としてできません。申込者の都合により出展を取り消した場合でも、出展料は返却いたしませんのでご了承ください。

## 12 試飲・試食について

- ・ 試飲・試食については、保健所の営業許可を受けた施設で製造し包装されているもので、常温保存が可能なものに限ります。（生食用の生鮮食品、牛乳等、食品衛生上危険度の高い食品の試飲・試食はできません。）
- ・ ブース内で調理加工や切り分けはできません。ただし、ホットプレートで温める等、一部例外を認める場合もあります。
- ・ 試食提供する際は、包装品もしくは衛生確保のできる場所で事前にカットされた食品を密閉保管し、トングや爪楊枝を使用するなど、会場で直

接触らないように提供してください。

- ・アルコール消毒液を準備し、ビニール手袋・マスク・頭巾の着用等衛生管理の徹底をお願いします。
- ・アレルギー表示が必要な食品を提供する場合は、来場者に伝わるようブース内に表示をしてください。
- ・酒類を提供する場合は、年齢確認及び交通手段の確認を行い、適切な提供を行ってください。
- ・試飲・試食品は一口程度とし、無料で提供してください。
- ・試飲・試食用の容器は使い捨てのものを使用し、出展者が準備してください。
- ・試飲・試食等で発生したゴミは、出展者がお持ち帰りください。
- ・裸火の使用は禁止です。ホットプレート等電気を熱源とする器具を使用する場合、秋田市火災予防条例により消化器の設置が必要となりますので、出展者で準備してください。
- ・飲料・食品は衛生的にお取り扱いください。試飲・試食で生じた問題については、主催者はその責任を負いません。

### 13 留意事項

- ・出展物の保護や管理などは、出展者の責任において行ってください。搬入・搬出を含め期間中の火災、盗難、紛失、故障及び災害に対しても、主催者は一切その責任を負いません。
- ・危険物の持ち込みや交流展運営に支障を来す行為を禁止します。
- ・会場内の施設又は第三者に損害を与えたときは、当該出展者において賠償の責任を負うものとします。
- ・小間割については、主催者が出展内容・会場構成等により決定いたします。
- ・ゴミは出展者でお持ち帰りください。
- ・出展に伴い、主催者が知り得た個人情報、本人が同意している場合を除いて、本イベントに関する以外の利用や第三者へ提供することはありません。
- ・主催者は、出展における事故・けが・トラブルなどに関して、一切の責任を負いません。出展者の責任において、必要な措置を講じて下さい。
- ・出展に係る費用は、全て出展者の負担となります。
- ・駐車場は近隣の有料駐車場等をご利用ください（出展者には近隣の駐車場情報を提供します。）。
- ・その他、搬入・搬出等出展における留意事項については、出展者に別途お知らせします。

### 14 主催

「あきた起業家交流フェスタ2017」実行委員会

公益財団法人あきた企業活性化センター（総括）

秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合、  
秋田県信用保証協会（協賛機関）※順不同

秋田県、秋田市、秋田県商工会議所連合会、秋田県商工会連合会、  
秋田県中小企業団体中央会、日本政策金融公庫秋田支店（後援機関）※順不同

15 問い合わせ先

〒010-8572

秋田県秋田市山王3-1-1 秋田県庁第二庁舎2階

公益財団法人あきた企業活性化センター

総合企画部 総合相談課

電話 018-860-5610

FAX 018-863-2390

メール joho-info@bic-akita.or.jp

センターHP <http://www.bic-akita.or.jp/>

フェスタHP <http://www.bizcon.vt-akita.com/>